

管 8 委 第 197 号 松 島 町 道 路 台 帳 補 修 正 業 務 委 託

特 記 仕 様 書

松 島 町 建 設 課

目 次

第1章 総則	2
第1条 適用範囲	2
第2条 目的	2
第3条 準拠する法令等	2
第4条 技術者	2
第5条 守秘義務	2
第6条 貸与資料	3
第7条 疑義	3
第8条 提出書類	3
第9条 工程管理	3
第10条 検査	3
第11条 成果品の瑕疵	3
第2章 業務概要	4
第12条 業務概要	4
第3章 計画準備	4
第13条 計画準備	4
第4章 道路台帳補修正	4
第14条 道路台帳図補正	4
第15条 道路台帳調書作成	5
第16条 台帳図スキャニング	6
第17条 道路台帳図縮図作成	6
第5章 道路台帳図及び測定基図電子化	6
第18条 道路台帳図及び測定基図電子化	6
第6章 打合せ協議	8
第19条 打合せ協議	8
第7章 成果品	9
第20条 成果品	9
第21条 履行期限及び納入場所	9

特 記 仕 様 書

第 1 章 総則

第1条 適用範囲

- 1 本仕様書は松島町（以下、「発注者」という。）が発注する「管8委第197号松島町道路台帳補正業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

第2条 目的

- 1 本業務は、道路法及び関係法令通達の定めに基づき、道路工事等に伴い新規整備された箇所の調査・測量を行い、現有台帳を補正することを目的とする。

第3条 準拠する法令等

- 1 本業務実施にあたっては、本仕様書によるほか、次の法令等に準拠しなければならない。
 - (1) 測量法（昭和24年6月3日法律第188号）
 - (2) 測量法施行令（昭和24年8月31日政令第322号）
 - (3) 測量法施行規則（昭和24年9月1日建設省令第16号）
 - (4) 道路法（昭和27年6月10日法律第180号）
 - (5) 道路法施行令（昭和27年12月4日政令第479号）
 - (6) 道路法施行規則（昭和27年8月1日建設省令第25号）
 - (7) 道路構造令（昭和45年10月29日政令第320号）
 - (8) 道路構造令施行規則（昭和46年3月31日建設省令第7号）
 - (9) 国土交通省道路施設現況調査要項
 - (10) 地方交付税法（昭和25年5月30日法律第211号）
 - (11) 地方交付税法施行令（昭和33年5月13日政令第117号）
 - (12) 松島町財務規則
 - (13) 松島町公共測量作業規程
 - (14) その他関係法令

第4条 技術者

- 1 本業務の実施に際して、受注者は、本業務の意図及び目的を十分に理解し、技術面の管理を行うために必要な専門知識と十分な業務経験を有した以下の技術者を定めることとする。
 - (1) 管理技術者は、同種業務を管理技術者として履行した実績を有する者を配置すること。

第5条 守秘義務

- 1 受注者は、本業務を通じて知り得た事項について、その一切を他の第三者に漏らしてはならない。

第6条 貸与資料

- 1 発注者より貸与する資料は下記の通りとする。
 - (1) 現況平面図
 - (2) 道路台帳平面図
 - (3) 測定基図
 - (4) 道路台帳調書
 - (5) 認定路線調書（網図を含む）
 - (6) 補正箇所位置図
 - (7) 補正内訳表
 - (8) その他必要事項
- 2 受注者は発注者に対し資料の貸与申請を行った後借用書を提出し、その資料を貸与することとする。また、業務完了後においては発注者と受注者が借用書を確認の上、資料の返却を直ちに行う。
- 3 貸与された資料については、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うものとする。

第7条 疑義

- 1 本仕様書に記載のない事項及び疑義を生じた場合は、発注者と受注者はその都度協議し、発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

第8条 提出書類

- 1 受注者は、本作業着手に先立ち、速やかに発注者に下記の書類を提出し承認を受けるものとする。
 - (1) 実施計画書
 - (2) 着手届
 - (3) 工程表
 - (4) 管理技術者及び照査技術者届（経歴書を含む）
- 2 実施計画書をやむを得ない事情により変更する場合には、遅滞なく発注者に報告しその承認を得ることとする。

第9条 工程管理

- 1 受注者は、後続業務等に支障をきたすことのないよう、進捗状況を随時発注者に報告すること。

第10条 検査

- 1 受注者は、必要に応じて発注者が指示する検査を受けるものとする。
- 2 受注者は事前に成果品並びに関係資料等を整備し、管理技術者が立会いの上、検査を受けるものとする。

第11条 成果品の瑕疵

- 1 業務完了後、受注者の過失、または疎漏に起因する不良箇所等が発見された場合には、発注者が必要と認める修正、補正、その他必要な処置を受注者の負担で行うものとする。

第2章 業務概要

第12条 業務概要

- 1 本業務の概要は下記のとおりとする。
 - (1) 計画準備 1式
 - (2) 道路台帳補修正
 - ①道路台帳図補正
 - a. 改良路線 0.344km
 - ②道路台帳調書作成 0.344km
 - ③台帳図スキャニング 4枚
 - ④道路台帳図縮図作成 4枚
 - (3) 道路台帳図及び測定基図電子化
 - ①スキャニング 6面
 - ②画像標定 6面
 - ③地形図作成 4.34km
 - ④道路台帳データ作成 4.34km
 - ⑤座標変換 4.34km
 - ⑥DMデータファイル作成 4.34km
 - (4) システム設定 1式
 - (5) 打合せ協議 1式

第3章 計画準備

第13条 計画準備

- 1 計画準備とは、補正の目的を考慮して合理的かつ能率的に作業を遂行するために必要な方針や工程等を検討し、実施計画を立案する。
- 2 作業実施に必要な資料の収集整理も併せて行うものとする。
- 3 本業務を遅滞なく効率的に実施するために、議会認定のスケジュール等の外的要因も考慮した全体計画を立案する。

第4章 道路台帳補修正

第14条 道路台帳図補正

- 1 発注者の指定する以下の項目について、測量調査を行い、国土基本図郭にもとづき、現況平面図、台帳平面図、測定基図を作成するものとする。
- 2 道路台帳補正の実施工程は以下のとおりとする。

項目	要旨
(1) 現地調査測量	a. 道路台帳図に修正位置の内容と数量を記入し、現地補測紙とする。 b. 現地にて修正内容を確認し、準拠する法令等に準じて、地形、地物及び道路台帳図に必要な事項等を測定、図示

項目	要旨
	する。
(2)編集	a. 現地補測紙に記入された成果を基に、図式規定に従って編集素図（測定基図）に鉛筆にて編集を行う。 b. 新規認定路線については、起終点記号、路線番号、区間割、区間番号を記入する。部分修正の箇所にも、新たに区間割、区間番号を記入する。
(3)現況平面図修正	a. 修正箇所の加除には細心の注意を払い、現況平面図に必要な内容を図式規程に従い、忠実に透写製図し、現況平面図修正を行う。
(4)道路台帳図修正	a. 修正された現況平面図より変化した地形、地物及び道路内構造物を忠実に透写製図する。 b. 編集素図（測定基図）より道路台帳図に必要な内容（幅員、路面、側溝幅員等）を、図式規程に従って忠実に透写製図する。
(5)データ作成	a. 今回の補正対象路線をデータベースより抽出し、作業データベースを作成する。 b. 修正された測定基図より従来のデータを考慮した上で、調書を作成するのに必要な属性データ（区間、路線、施設等）を所定のデータ用紙に記入する。 c. 路線網図印刷図に準拠した各図形のデータ入力を行う。
(6)座標測定	a. 修正された箇所において、測定基図上に示された区間の測定点を座標測定し、区間番号及び属性データと共に、コンピュータに記録する。

第15条 道路台帳調書作成

- 1 道路台帳調書作成とは、道路法施行規則、道路施設現況提要及び地方交付税に関する省令等に基づき、変更部分を補正した調書を作成するものとする。

項目	要旨
(1)区間割	a. 区間割は、補正された台帳図の変化部分の区間を前回調書作成時の条件に従って、新たに区間を設定する作業をいう。
(2)データ作成	a. データ作成は、前回調書作成時より変化している部分のデータを、新たなデータに修正することをいう。
(3)座標測定	a. 座標測定は、測定基図に新たに設定された区間毎に道路面積及び延長を算出するのに必要な座標値を座標測定機を使用し測定することをいう。
(4)演算処理	a. 演算処理は、前回調書作成時の調書データベースの変化部分を、データ作成及び座標測定により得られた新たな結果を入力し調書データベースを作成するものとする。
(5)調書作成	a. 調書作成は、演算処理によって補正された調書データベースより、補正された路線の各調書、国土交通省令に基づく調書、地方交付税算定基礎資料、管理用調書及び異動調書を作成する。 b. 路線網図印刷図に準拠した属性のデータ入力を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・路線は「道路台帳第1表」の属性データとする。 ・橋梁は「道路施設現況調査第5号様式」の属性データとする。 ・トンネルは「道路施設現況調査第6号様式（トンネル）」の属性データとする。 ・踏切は「道路施設現況調査第7号様式（踏切）」の属性データとする。

第16条 台帳図スキャニング

- 1 台帳図スキャニングは、前条で作成した道路台帳図をスキャニングし、TIFF形式及びPDF形式の電子データを作成するものとする。
- 2 なお、台帳図スキャニング後は4点補正を行い、台帳図の歪みを補正するものとする。

第17条 道路台帳図縮図作成

- 1 道路台帳図縮図作成は、A2版縮図を出力しファイリングした上で、発注者が指示するマップロッカーに納めるものとする。

第5章 道路台帳図及び測定基図電子化

第18条 道路台帳図及び測定基図電子化

- 1 既存道路台帳図・測定基図に記載されている道路現況と道路台帳図要素（区間、幅員、舗装種別等）をデジタル入力及び編集して道路台帳図データを図郭単位で整備するものとする。
- 2 対象図郭は、別紙のとおりとする。

3 実施工程は以下のとおりとする。

項目	要旨
(1) スキャニング	<p>a. 既存の道路台帳図をスキャニングし、画像データを取得するものとする。</p> <p>b. スキャニングした画像データは適宜歪みの補正を行うものとする。</p>
(2) 画像標定	<p>a. 歪みを補正した画像データを標定し、位置座標を付与した入力基図を作成するものとする。</p>
(3) 地形図作成	<p>a. 地形図作成計測 位置座標を付与した入力基図をもとに、地形、地物等の要素について、パソコンのソフト等を用いてベクタデータを取得する。</p> <p>b. 数値編集 入力した地形、地物等のベクタデータについて、所定の分類コードを付加して編集、編集済みデータを作成する数値編集を行うものとする。</p>
(4) 道路台帳データ作成	<p>a. 道路台帳要素入力 前項で作成した数値地形図データファイルに加えて、道路台帳に関する要素について、パソコンのソフトを用いてベクタデータを取得する。取得する台帳要素の詳細は、発注者と協議のうえ、決定する。</p> <p>b. 区間データ入力 測定基図に関する要素として、道路部における区間をポリゴン（多角形エリア）のベクタデータを取得する。区間ポリゴンデータは、前条で作成した数値地形図及び台帳要素データともそれぞれ接合を図るようにする。</p> <p>c. 道路敷データ入力 測定基図に関する要素として、道路敷における区間をポリゴン（多角形エリア）のベクタデータを取得する。道路敷ポリゴンデータは、前条で作成した数値地形図及び台帳要素データともそれぞれ接合を図るようにする。</p> <p>d. 構造化 台帳要素ならびに測定基図要素に関しては、道路台帳管理システムにて運用可能な構造化を図るものとする。なお、調書路線データ・調書区間データと連携が図れる構造とする。</p>
(5) DMデータファイル作成	<p>a. 数値編集済みデータの完成後、その内容を確認し、数値地形図データファイル（フォーマット）を作成するものとする。</p>

第6章 打合せ協議

第19条 打合せ協議

- 1 受注者は、業務実施前及び業務期間中は、発注者との打合せを密に行い、進捗状況を随時報告しながら業務遂行するものとする。

第7章 成果品

第20条 成果品

- 1 本業務の成果品は下記のとおりとする。

(1) 現況平面図 (1/500)	1式
(2) 現況平面図第二原図 (1/500)	1式
(3) 道路台帳図 (1/500)	1式
(4) 測定基図 (1/500)	1式
(5) 道路台帳縮小図	1式
(6) 電子データファイル (電子化対象図郭のみ)	1式

第21条 履行期限及び納入場所

- 1 本業務の履行期限は、令和9年3月31日とする。
- 2 本業務の納入場所は、松島町建設課とする。